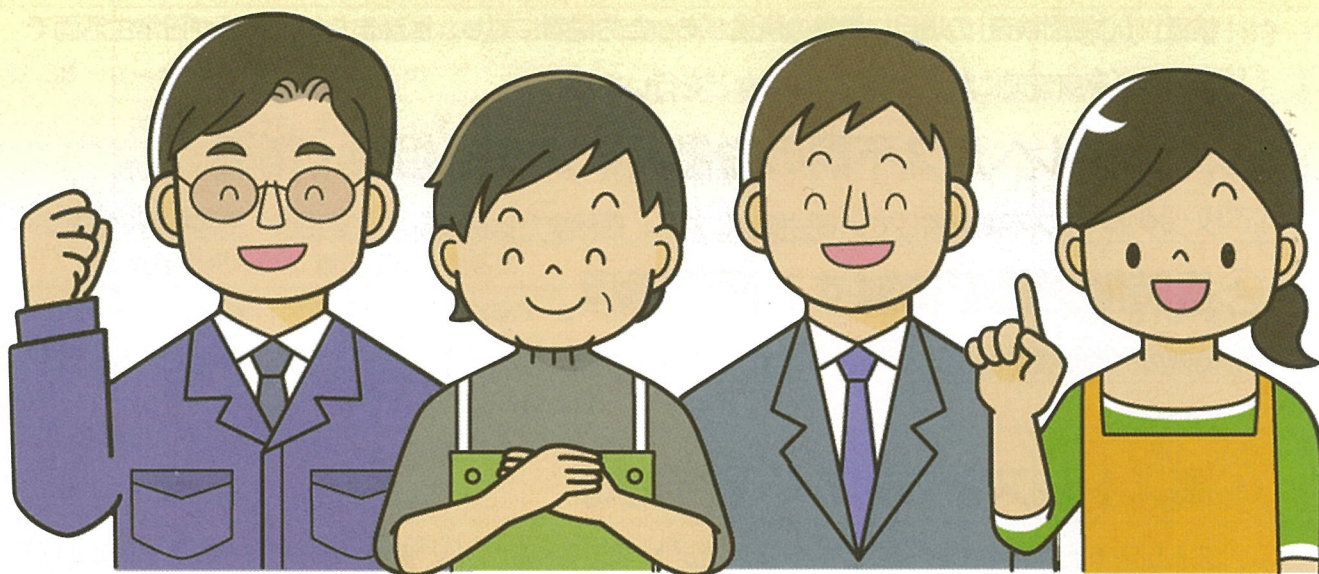


50人未満の事業所の事業主や労働者の皆さま対象

無料健康相談

職場の健康管理を応援します!!



地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く方を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。

健康相談や個別指導などこの業務により知り得た情報は厳守いたします。
産業保健について、
どんなことでもご相談ください。



独立行政法人労働者健康安全機構
大阪産業保健総合支援センター